

## 第4回「県と市町村との協議の場」 議事録

開催日時：平成24年11月6日（火） 15：00～17：30

場 所：長野県庁 議会棟 3階 第1特別会議室

出席者：

- 〔長野県〕阿部 守一（知事）、和田 恭良（副知事）、加藤 さゆり（副知事）、  
久保田 篤（危機管理監兼危機管理部長）、岩崎 弘（総務部長）、  
眞鍋 馨（健康福祉部長）、野池 明登（観光部長）
- 〔市長会〕母袋 創一（市長会長 上田市市長）、小口 利幸（市長会副会長 塩尻市長）、  
三木 正夫（市長会理事 須坂市長）、菅谷 昭（市長会理事 松本市市長）、  
牧野 光朗（市長会理事 飯田市市長）
- 〔町村会〕藤原 忠彦（町村会長 川上村長）、伊藤 喜平（町村会副会長 下條村長）、  
羽田 健一郎（町村会副会長 長和町長）、矢ヶ崎 克彦（町村会理事 辰野町長）、  
清沢 寛視（町村会理事 山形村長）、佐々木 定男（町村会理事 佐久穂町長）

### 1 開 会

（岩崎総務部長）

大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。それでは定刻になりましたので、これから第4回「県と市町村との協議の場」を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます総務部長の岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、開会に当たりまして阿部知事から御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

（阿部知事）

みなさん、こんにちは。本日は、県と市町村との協議の場を開催いたしましたところ、皆様大変お忙しい中御出席賜りまして誠にありがとうございます。おかげさまで、今日で第4回ということで、この協議の場も良い意味で定着してきているのかなと思っております。これまで3回開催しましたが、大規模災害時における市町村と県との連携であるとか、あるいは鳥獣被害対策、連携しての取組といったようなことが着実に進展することができましたのも、皆様方の御協力、御支援のおかげであると思っております。大変ありがとうございます。

本日の議題、様々ございますけれど、一つは第1回以降検討してきました「大規模災害時における広域応援体制のあり方」について方向性を御了承いただきたいと思いますし、前回協議の場で設置を御了承いただきました「元気づくり支援金」、それから「信州ブランド戦略」のワーキンググループにおきます検討結果、中間報告をさせていただく予定であります。両ワーキンググループにおきましても、それぞれ市町村の担当課長の皆様に、大変御熱心に御議論、御検討いただいていると伺っておりますし、今回一定の方向性が出されるということに対しまして御礼申し上げたいと思います。中間まとめの段階ではございますけれども、皆様方の御了承を得られるものから、順次、来年度予算等で具体化をしていきたいと考えております。

また、「市町村国保の安定化に向けた課題への対応」ということで意見交換をさせていただく予定であります。御案内のとおり今年の4月に国民健康保険法の一部改正が行われまして、平成27

年4月から、全ての医療費を市町村が共同で負担するという形になっています。これは大幅な仕組みの変更でございまして、具体的な制度設計を行うことが急務だということで、今回意見交換をさせていただき、今後の方向性について市町村の皆様方と私どもと認識を共有した上で検討を行っていきたいと考えております。

また、持続可能な医療保険制度を考える上では、国保の問題と併せて医療費の適正化ということも大変重要なテーマだと考えております。このことにつきましても併せて意見交換をさせていただきまして、現在、「新たな総合5か年計画」や「保健医療計画」、「健康増進計画」、「医療費適正化計画」などの関係する計画の策定を進めておりますので、そうした計画に反映をさせてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この協議の場、市町村の皆様方と私ども、対等・協力の関係をしっかり築くなかで、是非前向きな議論をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、母袋市長会長さんから御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(母袋市長会長)

それでは、一言、報告をさせていただければと思います。御承知のとおり、近藤前千曲市長が10月17日に退職されましたので、市長会の役員構成に変更がございます。後任の理事は経済部会長を兼ねます、花岡東御市長が就任いたしました。あいにく本日、所用で欠席となっておりますが御承知おきください。以上です。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは、本日御出席の皆様でございますが、御手元に名簿、座席図を配布してございますので御覧いただきたいと思います。一点確認ですけれども、この会議は公開とさせていただき、会議の内容につきましては、後日会議録を作りまして確認していただいた後、県のホームページで公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

##### ① 大規模災害時における県と市町村との広域的な応援体制のあり方等について

(岩崎総務部長)

それでは議事に入らせていただきます。議事は次第のとおり大きく二つ、報告事項と意見交換でございます。

では、はじめに報告事項の①「大規模災害時における県と市町村との広域的な応援体制のあり方について」ということでございまして、これは第1回の協議の場において県と市町村が共同して取り組むことが確認され、これまで検討を続けてまいったものでございますが、このたび、「長野県合同災害支援チームによる被災支援への支援にかかる基本方針(案)」がまとまりましたの

で報告をさせていただき、今後の対応について御了承いただければと思います。

では、説明は久保田危機管理監兼危機管理部長からお願いいたします。

(久保田危機管理監兼危機管理部長)

久保田でございます。資料1をお願いいたします。長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援の概要についてでございます。今、お話がございましたように、昨年6月3日の第1回の県と市町村の協議の場におきまして、大規模災害における県外への災害時における県外への応援は、県と市町村が一緒になって行くべきではないか、という問題提起を受けまして、昨年から検討を進めてまいりました。資料1の左側の下のほうにございますけれども、実務検討会での検討、それから昨年の11月4日には中間報告をさせていただいております。その後、代表市町村会議での検討を、この1月以降7回にわたって行ってまいりまして、支援の概要についてまとめましたので説明をさせていただきます。

右側でございます。長野県内で大規模な災害が発生した場合に、被災した都道府県区市町村に対して、県と県内の市町村が一体となって迅速かつ的確な支援を行うということで、支援を行う被災県等に関しましては知事会等の協定に基づいて行うということになっております。また、支援の実施・終了につきましては、県知事・市長会長・町村会長三者の承認を得て行うということになります。

具体的な支援の方法につきましては、災害が起こって、そして支援を行う被災県等が確定した場合には、県職員2名と市町村職員2名の4名でまず「先遣隊」を派遣いたしまして、被災県等における情報収集を行います。また、被災県等の支援ニーズの把握、支援に関する調整を行うための「現地支援本部」を設置いたしまして、支援の状況に応じまして県・市町村からの職員を派遣するということになっております。また、継続的な県外への支援につきましては、いわゆる自己完結型の後方支援が必要となりますので、関係する県の関係部局、各ブロック1名ずつの市町村職員で構成いたします「後方支援本部」を県庁に設置いたしまして、必要な調整を行うこととしております。主な支援の内容につきましては、職員の派遣、物資の提供、被災地からの県内への受け入れ施設の提供等が考えられまして、こういう対応を行うということになっております。

これらにつきましては、今回御了承いただければ、年内に三者の協定を締結して具体的な対応が出来る体制に持っていきたいと思っております。

ページをめくっていただきますと、支援の流れが出ておりますけれども、支援要請に対しまして支援の実施を決定し、先遣隊の派遣、現地支援本部の設置、後方支援本部の設置をいたしまして、具体的な支援を行っていくということでございます。

次の別添資料1につきましては、今お話しました事柄を「基本方針」ということで、解説、規定したものでございます。恐縮ですが、資料の6ページを御覧いただきたいと思っております。第5のその他に書いてありますけれども、こういう仕組みができたとしても、ただ仕組みができただけでは実際に機能いたしませんので、今後は他県で実施する防災訓練に合わせまして、このいわゆる「チームながの」の訓練も実施していきたいと思っておりますし、2番目でございますけれども、市町村におかれましては、姉妹提携を行っている市町村との災害応援協定がございますので、その場合はそちらの行動を、この枠組みでは妨げるものではないとしているものです。

その他、7ページ以降は運営のマニュアルということで、少し具体的なものを16ページまで記載しております。

17ページをお願いいたします。別添資料2でございますが、先ほど申し上げました、御了承いただければ年内に知事・市長会長・町村会長の三者による協定書を締結させていただきたいとい

うことで、その案を記載したものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(岩崎総務部長)

それでは、ただいまの説明につきまして、あるいは関連する事項に関しまして、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

(母袋市長会長)

一言、今後の動きも含めてお話させていただきたいと思います。

まずは私も、県と市町村の協議の場でこのような大きなテーマを色々議論し、形になってきたこと大変嬉しく思います。その中で、大規模災害時を想定していかに応援体制を築けるかというのが大きなポイントだと思いますが、今回、かなりはっきりした方向性が示されたということでございます。

現在、市町村において考えておりますことに触れたいと思いますが、県内における市町村の相互応援体制の充実強化についてでございます。今検討しているのは大きく三つの視点がございます。一つが被災市町村の被害状況を把握するための先遣隊の装備品の整備、二つには、必要に応じて77全市町村への衛星携帯電話の複数台の配備、もう一つは、消防本部における後方支援のための装備品の充実強化で、こういったものについて必要性を重々検討して、来年度の予算に反映出来るようにしたいと考えております。

その中で、もう一つ、大規模災害に備えた広域の防災訓練も充実していく必要があると考えております。そこで、県への要望でございますが、他県へ広域応援体制を組んでいく、いわゆる「チームながの」の構築に必要な装備品等の充実については、県が主体的に図っていただきたい、ということ、この際申し上げさせていただきたいと思います。以上です。

(岩崎総務部長)

御要望ということでよろしいでしょうか。他に御質問がありましたらお願いいたします。

それではこの件につきましては、報告の内容で御了承いただけるということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## ② 「『地域発 元気づくり支援金』のさらなる有効活用に向けたWG」の検討状況について(中間報告)

(岩崎総務部長)

次に、「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けたワーキンググループの検討状況について説明させていただきます。

元気づくり支援金については、改めて申し上げるまでもありませんが、制度創設から5年が経過し課題が生じているということから、前回、第3回目の協議の場において、さらなる有効活用や、より安定的な制度に向けて、事務レベルによるワーキンググループを設置して検討していくこととされたものでございます。

本日はその中間報告ということで報告をさせていただきます。では小林市町村課長から説明いたします。

(小林市町村課長)

市町村課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは私から、お手元の資料2『「地域発 元気づくり支援金」のさらなる有効活用に向けた対応（中間まとめ）案』について、説明させていただきたいと存じます。

経過等につきましては、ただ今総務部長から話がありましたとおり、元気づくり支援金、県内各地域におきまして幅広く評価をいただいております一方で、5年が経過いたしましたので、いくつかの課題が生じてきたところでございます。

第3回協議の場におきまして、事務レベルでワーキンググループを設置し、さらなる有効活用に向けて検討するということが了承されましたので、これまで検討してまいりました。今回、中間まとめとして報告させていただき、御了解をお願いするものでございます。

最初に検討の経緯でございますが、1ページの上段、左上でございますが、ワーキンググループにおきましては、6月12日に第1回を開催以降、4回にわたって検討させていただいてまいりました。この間、全市町村並びに全地方事務所へのアンケートも実施しまして、236件の意見をいただき、これらの意見を踏まえて、今回は9項目の論点を整理させていただいて、中間まとめとして対応案を検討させていただいたものでございます。

各委員におきましては、先ほど知事からもお話しましたが、大変熱心に、また大変精力的に意見交換を行うことができたということでございます。

この対応案を検討するに当たりまして、まず現行制度の総括を確認させていただきました。1ページ上段の右側部分でございますけれども、アンケート結果等を踏まえまして、ワーキンググループにおきましては、まず2点確認をさせていただきました。この制度の「基本的な考え方」、これはその少し下に点線で囲っておりますが、3点ございます。1点目は「地域を元気にすることで長野県全体の元気につなげること」、2点目は「市町村が主役の地域づくりを支援すること」、それから3点目が「地域が主体的に判断できる仕組みの構築」です。この方向性は維持すべきであるということを確認した上で、制度自体は引き続き継続すべきであることを確認させていただいたところでございます。

この「基本的な考え方」に基づき対応案を検討してまいりましたが、1ページ中段から下、左端に「見直し」と記載させていただいております。見直し項目は全部で3項目ございます。

まず「市町村との協働」という項目でございます。最初に一番右端の参考欄を御覧いただきたいと存じます。公共的団体からの申請につきましては、各市町村に対し意見書の添付をお願いしてまいりました。しかしながら御覧いただきますと、24年に若干増えましたが依然低率の状況でございます。真ん中の事由欄を御覧いただきますと、この制度が「市町村が主役の地域づくり」であるためには、各市町村におかれましては、総合計画との整合性を確保していただくこと、また2点目として、市町村と地域づくり団体との連携強化を図っていただきたい。そのためにも公共的団体等からの申請に対しましては、是非とも意見書の添付をお願いさせていただきたいというものでございます。「対応案」のところに括弧書で記載してございますけれども、その際には市町村の皆様の事務負担増とならないように、出来るだけ簡便な様式を設定させていただきたいと考えておりまして、具体的には、例えば6項目程度の該当するところに丸を打ってもらう、この程度の簡便な意見書にさせていただくことによって、出来るだけ市町村の御協力をお願いしたいというものでございます。

それから、見直しの2項目目ですが、「市町村との役割分担・少額補助金の見直し」でございます。「対応案」に記載してございますように、今回、30万円の下限額を導入させていただきたいというものです。事由欄を御覧いただきたいのですが、市町村におきましては同様の制度が進め

られており、参考欄を御覧いただきますと、全部で 68 団体が既に同様の制度を導入しておられます。こうしたことに加えまして、補助金の効果的な執行を図るといふ、いわば投資効果といった面から、県は一定規模以上の大きな事業を支援することが適当ではないか、という考えから今回 30 万円の下限額を導入させていただきたいというものでございます。この下限額の算出の考え方につきましては、一つとして先ほど申し上げました 68 団体におきます市町村の補助限度額が 51 万円であること、それに加えまして県がこれまで採択してまいりました 50 万円未満の事業の平均補助額が 30 万円であることから、この設定をさせていただいたものでございます。

それから、3 点目の項目ですが、「適正な補助率の設定」でございます。各市町村長さん御承知のとおり、ソフト事業につきましては、これまで 10 分の 10 として取り扱ってまいりましたけれども、ほぼ全員の委員の認識といたしまして、やはり適正な自己負担を求めるべきということで意見が一致いたしました。しかしながら、補助率の設定につきましては様々な御意見があったことも事実でございます。そのため、まず補助率につきましては、やはり公共的団体等に対する急激な負担を軽減するという観点を込めまして、ソフト事業につきましては 10 分の 10 を 4 分の 3 とさせていただきたいということです。

しかしながら、併せて、その少し下に②と記載してございます、「公共的団体等の補助対象経費については、寄付金、事業収入等の自己財源を算入する」ということで、これまでは補助額算定に当たりましては、いわゆる自己財源を除いた上で算定してまいりましたが、各委員からも多くの意見が出されまして、全体事業費を基に算定させていただきたいというものでございます。補助率は一定程度下げますけれども、一方では実質的な負担軽減に通じる策も併せてお願いをさせていただきたいと考えております。

また、補助率の面で、市町村分のハード事業についてですが、現在 3 分の 2 としているものを 2 分の 1 に引き下げさせていただきたいというものでございます。これらの理由でございますが、その右側の欄、「事由等」を御覧いただきたいのですが、補助率につきましては、まず一つ、「自己責任による事業実施の確保」並びに「モラルハザードの防止」という観点がございます。これにつきましては、一番右の参考欄を御覧いただきますと、〈不執行の状況〉という表を申し上げます。年々不執行額が増えており、とりわけ、事業中止、あるいは内容変更が大きくなっていることから考えますと、こうした点から自己責任、モラルハザードの防止も必要ではないかということ。それから、元気づくり支援金はあくまでも立ち上げの支援でございまして、立ち上げた後には事業を継続していただき、更に発展していただくためには、自己負担があってこそ出来るということから、今回、4 分の 3 にさせていただきたいというものであります。

また、ハード事業の市町村分につきましては、一つは市町村の財産となること、また、県と市町村との役割分担の観点から 2 分の 1 とさせていただきたいと思っておりますが、これも、一番右の備考欄を御覧いただきますと、本事業の前身となりましたいわゆる「特農」「特林」「特商」と言われております県単三事業につきましても、補助率は最大で 2 分の 1 であったということがございます。こうしたことで一定の適正な補助率にさせていただきたいと思っておりますが、一方で、「対応案」のところに「関連」と記載させていただいた部分がございます。市町村支援の充実並びに県全域で推進する重点テーマの部分については、補助率のかさ上げを併せて実施したいと考えておまして、2 ページで御説明させていただきたいと存じます。

1 枚おめくりをお願いいたします。一番左側の列に「充実強化」と記載してございます。全部で 3 項目ですが、そのうちの 1 項目目が「市町村支援の充実」でございます。これも一番右の参考欄を御覧いただきたいのですが、「事業主体別採択割合」の表を申し上げます。市町村と公共的団体、市町村の利用が年々減ってきておまして、今年度はわずか 20% 台に留まってい

るという状況でございます。多くの市町村の皆様が本制度の構築の経過を踏まえ、もっと市町村支援を充実して欲しいという声も強く寄せられていたところでございます。

こうした観点から、大きく2点充実させていただきたいということで、最初は利用方法の面からでございます。他市町村、あるいは市町村内において実施された事業であっても、新たにその市町村で実施する場合、あるいは同じ市町村内の他の地域、これは集落等へ取組を拡大する場合であっても対象にさせていただきたいということが一つ。

それから、もう一つは補助率の面で、財政力指数が県平均以下の市町村、これは備考欄にもございますように、県平均は0.40でして、それ以下は46団体でございます。この46団体につきましては、ハード事業は先ほど2分の1とさせていただきたいと申し上げましたけれども、これを3分の2ということで現行を維持することによって、財政力指数の弱い市町村に対する支援をさせていただきたいというものでございます。

事由はそれぞれ記載したとおりでございますが、改めて述べさせていただきますと、県といたしましては、記載のとおり、本事業が構築されるまでの経過、先ほど申し上げました三県単等も踏まえまして、もっと多くの市町村の皆様を活用させていただきたいというのが基本的な想いでございます。その上で、地域が元気になることが長野県の元気につながるという基本的な考えの下に、こうした充実をさせていただくことによりまして、出来るだけ多くの御活用をお願いしたいということ強く願っているところでございます。

それから、「充実強化」の2項目目ですが、「県全域で推進する重点テーマへの支援」ということで、重点テーマとして取り組む事業につきましては、ソフト事業については5分の4へ、またハード事業も3分の2へ、これは全市町村問わず3分の2にさせていただくものです。また、併せて25年度の重点テーマにつきましては、「県と市町村との協働事業」を新たに書いてございますが、各地域におきまして地域戦略会議等で御議論されて、一緒になって取り組むべき事項というものについても対象とさせていただき、併せて、自然エネルギー並びに雇用促進、就業支援につきましては、今年度に引き続きお願いをしたいというものでございます。事由欄に記載してございますように、この重点テーマ、まさに県と市町村それから公共的団体が同じ方向を向いて、一体となって共通課題の解決の取組を推進していただきたく、そのために財政支援を強化させていただくというものでございます。25年度の重点テーマ案を申し上げましたけれども、来年度以降も引き続きまして市町村の意見を聞きながら決定させていただきたいと思っております。

それから「充実強化」の3項目目でございますが、「制度の幅広い周知」でございます。支援金を活用した事業である旨の表示をお願いしたいと思っております。私も各市町村から色々お話しをお伺いするなかで、地域の方が知らないうちに事業が行われていた、あるいは特定の団体が活用しているだけではないのか、といった意見もございます。本制度を幅広く周知し、御利用いただくために、表示をお願いさせていただきたいというものでございます。

以上、「見直し」並びに「充実強化」6項目を御説明申し上げましたけれども、真ん中に細長く二重で囲っているところがございまして、これら見直した事項につきましては、3年経過後に改めて検証させていただきたいと思っております。今回の見直しがこれで100%良いということではないと思っております。補助率も含めまして、3年経過後にしっかり検証をしてみたいと考えております。

なお、ただいま御説明申し上げさせていただいた事項につきましては、御理解をいただければ、25年度から実施をさせていただきたいと思っておりますし、また実施に当たりましては、12月から地方事務所毎に説明会を開催し、きめ細かく、しっかりと御説明してまいりたいと考えております。

それからもう一つ、下の方に「引き続き検討」という項目が3項目ございます。一つは公共的団体等への支援でございますが、ワーキンググループにおきましても、市町村分あるいは公共的団体等分との枠を設けるべきではないかという意見もございました。しかし、現時点では、「県民協働を進める信州円卓会議」というところで、県民協働指針の検討が進められており、来年2月末には報告されると聞いております。この報告を踏まえまして、NPO等への支援のあり方全体を整理する必要があると考えておりまして、「事由等」の①②③に記載してあるような事項につきましては、この指針が出たところで改めて検討をさせていただきたいと思っております。

また、この他、「事務手続きの簡略化」あるいは「事後評価」につきましても、御意見をいただいております。この点につきましては検討内容が細部にわたりますので、一定の時間を必要とするということから、今後も事務レベルにおきまして、それぞれ来年の夏までに検討させていただきたいと思っております。したがって、ワーキンググループは引き続き設置させていただきたいということでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく御理解・御協力をお願い申し上げます。

(岩崎総務部長)

説明を終わります。それでは、この報告につきまして意見交換を進めてまいりたいと思います。報告が大きく三つに区分されておりますので、この区分に沿って話を進めていきたいと思いますが、はじめに「見直し」とされた区分について御意見ありましたらお願いしたいと思います。

(藤原町村会長)

町村会としては、今まで、「地域発 元気づくり支援金」については、地域の住民が自らの知恵と工夫によりまして、主体的に取り組む活動を支援する事業として定着してきており、これからはしっかりと継続していただきたいということを強く要望をしてきたところであります。

今日の間中まとめによりますと、「市町村が主役の地域づくりを支援する」という制度創設時の趣旨や目的を踏まえまして、より一層市町村に対する支援であることを明確にしておりまして、特に、規模の小さな町村が自らの地域づくりのけん引役となり、頑張っている実態等を踏まえた内容に充実が図られているということで、見直し案には賛成であります。

また、特に財政力指数を勘案して補助率を設定していただいているということに感謝申し上げます。今後、多くの町村が従来に増して、元気づくり支援金を活用するよう、町村会としても積極的に働きかけていきたいと思っております。年ごとに町村の申請が減っているということは、我々にも多少問題があるかと思っておりますので、これはしっかりと内部検討しまして、前向きに支援金を使っていきたいと思っております。

そのためには、今回の要望のもう一つのポイントとして、予算総額の確保が不可欠です。元気づくり支援金は「10億円」という予算も大きな要素であったことから、来年度予算編成に当たっても、この点も踏まえまして最大限の努力をお願いしたいところです。たいへん厳しい状況の中ではありますが、10億円という一つのロットが、事業導入の誘発にもなっておりますので、是非しっかりと御理解いただいて、予算の獲得をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは、市町村長さん方から他に御意見をいただければと思います。全体を通してで結構ですので御意見を申し上げます。

(矢ヶ崎辰野町長)

表示は大事だと思います。しかし、表示は、施設など立体的なものは良いけれど、ソフト事業などはどのように表示するのか、表示の仕方を検討してあればお聞かせください。

それから、モラルハザードとか継続性のために少し余分に自分たちのお金を出させるというのは良いのですが、結果論から見るとそうなるのですが、スタート地点から考えてみると、住民が何かしたいというのがまず色濃く出てきて、支援金があるので可能になるのですね。最初から枠が決まっているわけではなく、やってみるに従って県の元気づくり支援金があるとか、だんだん固まっていくわけです。したがって、第1関門のハードルが低くないと、「じゃあやめた」ということになる可能性もあるのです。住民の皆さんが積極的に煮詰まっていく中で変更したりして、結果的に良いものになっているわけで、最初から決まっていはいないということです。

したがって、4分の3、必要なら5分の4ぐらいにして、最初のハードルは越えやすくしたほうがよいのではないかと。同時に、今までよりは自分たちの責任範囲が広がるので、一気にここまでくると難しいので、少し下げたほうがよいのではないかと考えています。

(小林市町村課長)

最初に表示の仕方でございます。ハードにつきましては、宝くじの助成事業のような形で今回お願いすることは可能だと思っております、どの程度のものをやるということについては今、細部を詰めております。

一方ソフト事業についてですけれども、例えばパンフレットあるいはリーフレット等には末尾に元気づくり支援金を活用したという旨を記載していただくことも可能と思えますし、例えばイベント等であれば、入口に置きます看板等にその旨を書いていただくということも可能だろうと思えます。具体的なパターンの想定をいたしまして、今後、説明会等でお話させていただきたいと思っております。

それからもう1点、補助率の御心配をいただきました。先ほども少し触れさせていただきましたけれども、まず一定の負担をお願いするという合意をいただきました。補助率につきましては確かに様々な意見が出たことも事実ですが、ではどの程度にするかというお話は、それは上を見れば切りがないだろうという中で、やはりいくつかの理由は申し上げましたけれども、基本的には、こういった取組をする公共的団体にまずは自己努力をしていただくことが必要というのが大前提としてあるのだと思います。これは下限額の設定にも少し関係してまいりますけれども、基本的には小さい金額の部分については、まず市町村に御配慮いただき、よく協調していただきたいということ、また制度の無い団体もございまして、そうした方々からは、公共的団体が出来限りの努力をして欲しいからあえて制度を設けていないというお話もお聞きしております。やはりこの事業は基本的には継続していくこと、また発展していくことが本旨だと思いますので、この点につきましては色々な意見があるとは思いますが、まず4分の3からスタートさせていただき、その上で、3年後に今の補助率も含めてもう一度検証させていただくことが必要だろうと思っております。

なお、いわゆるソフト事業のお話をさせていただきましたが、ハード事業の方がどうしても全体事業費は多くなるわけです。現行の3分の2となっておりますが、これにつきましては、市町村事業に合わせたらどうかという意見もございましたけれども、やはり、公共的団体等の急激な負担を軽減するという観点から、概ね3分の2が妥当ではないかということで、方向付けをさせていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

(岩崎総務部長)

よろしいでしょうか。それでは、他に御発言がありましたらお願いいたします。

(菅谷松本市長)

ちょっとお聞きしたいのですが、不執行の状況で、1ページの「見直し」のところの不執行額が、平成23年度は88百万円ということは、10億のうち1割近くになっているということですよ。これはもったいないと思うのですけれども、他にやりたいところがあっても、もし不採択になれば補助金は使えないわけで、この内訳はどちらかといえば、市町村よりも公共的団体のほうが、内容変更や事業中止による不執行は多いのですか。

(小林市町村課長)

この内容変更あるいは事業中止につきましては、ほとんどが公共的団体です。それから、先ほどちょっと言葉が足りていませんでしたが、23年度の不執行額88百万円のうち、内容変更、それから事業中止を足していただきましても、66百万円くらいにしかならないのです。あとの差額につきましては、いわゆる入札差金で、これは当然の減額分と思います。

(菅谷松本市長)

そこですね、次の2ページのところですけども、「充実強化」というところで、「参考事項等」の「事業主体別採択割合」で、先ほども話に出ていて、年ごとに市町村の割合が減ってきてしまっているわけですよ。この理由というのは、「事由等」に、「市町村がより使いやすい制度」と書かれているということは、市町村にとって非常に使いにくいから、市町村事業が減っているということですか。

(小林市町村課長)

市町村が使いづらいという声は、今回の見直しに当たって非常に多く寄せられています。色々確認をさせていただき、また、アンケート等も取らせていただいたのですが、今、地方事務所単位で採択させていただいておりますが、その地域内でモデル性のあるものということだと、ある市町村が先に手を挙げてしまったら他の市町村は実施できない、という意見が寄せられております。そうした意味で言えば、せっかく良い事業なので自分のところでもやりたい、ということの後押しするためには、こういう考え方も必要ではないかと。また、市町村の中で、先にある集落でやったら非常に良かったので、他でもやりたいといったときに、モデル性が無いということで採択されなかったという具体的な例もお聞きする中で、今回、少しでも使いやすくしたいというものです。

それともう一つは、市と町村を比べますと、市のほうが圧倒的にNPO等公共的団体事業の量が多いわけです。したがって、市からすれば、どうしてもそちらを優先せざるを得なかったという面もあるのではないかと推測いたしております。

(菅谷松本市長)

ありがとうございます。ですから、私、これを言いたかったのですけれども、今後は市でも使いやすい制度を変えてくれるのです。もう少し制度を変えて行くと最終的に、だいたい市町村と公共的団体の比率はどのくらいになるとお考えなのですか。例えば、市町村は4割でNPOが6割くらいとか、何かあるのでしょうか。

(小林市町村課長)

具体的にそこまで考えているわけではございませんけれども、平成19年のいわゆるスタートの時を見ますと、やはり、ほぼ五分五分という状況なのですね。もう一つは、もともとこの制度の前身となっております、いわゆる11県単が、約6億円から始まっているということをお考えますと、やはり五分五分、あるいは6対4というのも一つの目安かなとは考えております。

(三木須坂市長)

今の菅谷市長さんに関連するのですが、いまのページの「市町村支援の充実」のところ、  
「他市町村あるいは市町村において実施された事業であっても」というのは、例えば、Aという市町村でやっていたものをBというところでやるということも、モデル性があるとして、可能性があるとということですよ。私は、これはすごく大事だと思うのです。例えば、元気づくりを他のところでやっていて、それを自分の市に当てはめようとする場合に、こういう制度にしてみたら非常にありがたいと思います。ただし、私も子どもがもしやるとしても、そこに更に磨きをかけてより充実したり、違う方法で工夫したりする必要があると思っています。

それから、2点目として、市町村分が減ってきているということなのですが、須坂市の場合をお話しますと、出来るだけ市でやらないで、公共的団体でやるようにお願いしていることがあります。なぜなら、公共的団体の活動自身に、元気づくり支援金の事業をやったということはおそらく自信になるのです。もう一つ、行政がやるよりも、ある面で違ったアイデアが出てきますので、そういう面では非常に、公共的団体の養成、育成の面では良い制度だというふうに思います。まちづくり、地域づくりになりますので、こういう観点も大事かなと思います。以上です。

(岩崎総務部長)

それでは、他に御意見もあろうかと思えますけれども、この報告の扱いについてでございますが、「見直し」と「充実強化」という項目についていくつか御意見をいただきまして、補助率等にも御意見をいただきましたけれども、全体としてはこういう方向で進めてまいりたいということで御了承をいただけますでしょうか。

〈異議なし〉

ありがとうございました。なお、今後の検討項目につきましては、引き続きワーキンググループで検討させていただきたいということで、御了承をいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### ③「県と市町村による信州ブランド戦略の検討ワーキング」の検討状況について

(岩崎総務部長)

それでは報告事項の三つ目にまいりたいと思います。

「県と市町村による信州ブランド戦略の検討ワーキンググループの検討状況について」でございます。この件につきましても、前回の協議の場で事務レベルでのワーキンググループの設置をお認めいただいて検討していくとされたものです。本日は、同様に中間報告をさせていただきます。それでは、野池観光部長から説明いたします。

(野池観光部長)

観光部長の野池でございます。いつも大変お世話になっておりありがとうございます。

資料3をお願いいたします。県と市町村と一緒に長野県の発信、売込みをしていくという件でございます。中間取りまとめを、報告させていただきます。

まず1ページの左側の下でございます。5月14日に協議の場がございまして実務レベルで掘り下げた検討をということで、ワーキンググループを設置させていただき、今日まで4回検討をいたしました。またワーキンググループの中で、更に中核的なメンバーに集まっていただき検討部会を設けて、そちらでたたき台を作って更に検討を深めるという形を取らせていただきました。また、県庁の中でも若手職員のプロジェクトチームを作りまして、各都道府県のアンテナショップ、首都圏38箇所を現地で勉強し、検討に活かし、また、一番下の産学官メディア26団体で構成する「信州ブランド研究会」でも同時並行で検討させていただいたところでございます。

左側の上の方に「長野県の現状と課題」がございましてけれども、地域間競争が非常に厳しくなる中で、データから見ましても長野県の現状は厳しいものがございましてけれども、伸びるポテンシャルも非常にあるという状況が伺えます。

その右に「施策の方向性」がございまして。三つにまとめさせていただきました。1点目は、「信州らしさ」というものをもう少し統一感を持って効果的に発信をする、県と市町村が一緒になってという視点が極めて大事ではないかというものでございます。2点目は、「品質からの発信」とありますけれども、長野県に訪れていただく、或いは長野県産を買っていただく、そういった時に絶対に期待を裏切らない、更に言えば期待以上の価値を提供する、そういう「品質からの発信」が表裏一体となっていなければいけないということでございます。3点目は、ブランド力の向上は、行政だけで取り組めるものではなく、企業、団体、農業生産者など様々な皆さんが、総力を挙げてこれを発信していかなければいけないというものでございます。

その上で、事業展開が右側にございます。一番上に「信州ブランド戦略」とありますけれども、これは、信州ブランドというものをもう一度再構築しまして力強く発信をしていくための戦略を現在検討しているところでございます。そのブランド戦略には二つの要素がございまして。一つは信州らしさというものを明快なメッセージで表現をし、発信するというものでございます。それと、様々な主体が役割分担をしながら具体的な行動に移していく、その中での発信、ブランド開発、おもてなし、人材育成等がございましてけれども、大都市圏における発信力をもっと強化していかなければならないという課題がございまして。

その課題をとらえて、「大都市圏における発信拠点の必要性」というものを記載させていただきました。大きな二つの課題は、県と市町村がけん引役となって信州ブランドを共に発信をしていくという必要性でございまして。もう一つは「リアリティーのある発信と交流の重要性」とありますが、とにかく今はインターネットとかバーチャルなイメージ発信があふれておりますけれども、こういう中で、今こそ信州のすばらしさというものを、目で見て、舌で味わい、五感で実感してもらうために、こういったショップというものが非常に重要ではないかということでございます。

その下に喫緊の三つの課題がございまして。一つは協働の必要性です。首都圏ということになりますと一市町村、一企業のみで打って出るとことはなかなか難しいという現状がございまして。二つ目は総合情報発信センターの必要性です。現在、東京有楽町の交通会館2階に県と市町村が共同で活用する「東京観光情報センター」がございましてけれども、2階であったり手狭であったりということで訴求力が弱いという現状がございまして。3点目は北陸新幹線の金沢延伸が迫ってまいりまして、大都市圏の市場に強力にアプローチをしていくことが急務となっております。

このような必要性を踏まえて、信州ブランドショップ設置効果とニーズ、それに対して右側が

課題でございます。左側の効果という面では、特に本県経済の波及効果、その店で買っていただくという効果だけではなく、そこを入口として信州に来てもらう、信州産を買ってもらう、信州に移り住んでもらう、こういった幅広い経済効果が期待できるところでございます。また、マーケティングの面でも、首都圏の消費者の動向や生の声を直接把握して出展者に届けることができるというメリットがございます。

右に課題がありますけれども、「財政面での配慮」ということで大きな事業費を要するものですから、協賛金や企業のビジネス参入を進めまして、運営負担金の増こうをなるべく抑えることも必要となります。それから「設置目的の貫徹」ということで、とにかく売れ筋商品だけを置くという方向になりがちですけれども、アンテナショップの本来の趣旨、大都市圏で自分の商品の腕試しをしたいというチャレンジができるショップということが大事だと思っております。それから3点目に「市町村出展方法」とありますけれども、通年で隙間なく市町村の出展ができるような工夫が重要な課題として挙げられたところがございます。4点目に「効果的な発信と検証・改善」とあります。当然のことですけれども、この効果を的確に把握して常に改善につなげていくことが非常に大事だということでございます。

右下にあります「現時点での判断」でございますけれども、大都市圏に「信州ブランドショップ（仮称）」を設置する方向で更に検討を深めていきたいと考えております。括弧書にございますけれども、検討の過程におきまして設置の可否を再検証するということが、例えば良い場所が見つければ、そういった区切りにおいて具体的な可否を検証するということが大事でないかと思っております。

下の「展開方法」ですけれども、ターゲットは大都市圏ということで、首都圏以外にも、中京、関西、福岡、札幌がございます。そういった中で投資効果等を総合的に判断すると、まず首都圏から着手してはいかかかという意見が多くございました。また、その他の地域におきましても、企業の協力、フランチャイズ的な展開等、いろいろな方法を検討していかなければいけないというものがございます。「設置のための条件」が右側にございますけれども、県と全市町村の参画が大前提で、幅広い企業や生産者の協力が得られることが重要ということで、開設に至った場合には、開設後3年という目途で評価を行いまして、その後の展開のあり方を判断するというものがございます。

2ページ目でございますが、「信州ブランドショップのイメージ」でございます。左側の上に「メインコンセプト」とありますけれども、大都市圏と信州をつなぐゲートウェイ、入口ということで、そこから信州への来訪、信州産の購入につなげていく、そういう入口にしたいということでございます。

2番目に「全体イメージ」がございまして、ストーリーこそ重要」ということで（1）の「提供内容」でございますけれども、これは「食」というものに注目をしていきたいと思っております。長野県らしい「食」で共鳴共感を得て、購入者、来訪者を増やしていくというものでございます。（2）の「ターゲット」ですけれども、長野県の強み、長野県の弱みの両方にアプローチをしていきたいと考えております。購買力のある「アクティブシニア層」が長野県の強みと言われておりますが、一方で、長野県が弱みとしているのは「若年層」でございます。アクティブシニア、特に女性層の消費行動に憧れる若年層をターゲットにしていくという戦略でございます。また、（3）の「立地」でございますが、何よりも集客が見込める場所、人通りの多い場所、それから信州というものが溶け込んで違和感のない場所、話題性が広がる場所ということで、銀座・有楽町・丸の内・青山等がございます。それに重ねて、信州・長野県だけではなくて他の道府県のアンテナショップと相乗効果が期待できればなお良いのではないかと考えております。

す。

また、右側の「実施体制・運営主体」で、県と市町村が設置の主体ということを考えておりますけれども、直営ではなくて機動性や柔軟性が発揮できる運営主体を考えていきたいと思っています。そのためには、市町村、県内企業等適切な連携関係が図れる団体が適当ではないかと考えております。

4の「経費」でございますけれども、原則として県と市町村で負担。5の「スケジュール」ですけれども、現在こういった基本構想を作っております、物件の決定、運営主体の決定を経て、具体的な物件を前提にした基本計画の策定、準備に概ね6ヵ月、開設前の数ヶ月は販売促進PRの期間とされております。6の「その他」でございますけれども、経営計画を立てて、県・市町村の承認を得て、実績を常に報告するという仕組みを考えております。今後、更に検討を継続して深めていきたいと思っておりますし、運営やマーケティングの専門家の視点が重要になってまいります。

3ページは「信州ブランドショップのイメージ」でございます。何よりも入りやすい雰囲気的大事だと思っております。4ページは「他県の都内のアンテナショップの出店状況」でございます。東京都内には38の店舗がございますし、県内の市町村も8店舗出店しております。名古屋には二つの村が出店しております。東京の状況ですけれども、御覧のとおり有楽町周辺、銀座周辺、青山・表参道等でございます。それぞれのショップの愛称、面積、特長等をまとめております。5ページはこのワーキンググループで御協力いただいた市町村の構成メンバーでございます、6ページは信州ブランド研究会、庁内若手職員プロジェクトチームのメンバー表でございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは、ただいま中間報告をいただいた事項について御出席の皆様から御発言いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(母袋市長会長)

中間まとめということですが、大分まとまってきた感じがします。例えば私ども上田地域でも定住定立圏ということで、上田市を中心市として周辺6市町村、嬭恋村まで入れて連携策をということで今年度スタートしましたが、その中の一つの項目に、この地域のPRをどうするかというアンテナショップ的な考えが盛り込まれています。したがって、県を主体として77市町村連携の下で、こういう一つの拠点ができると、既に8市町村が出店していて、プラス我々のような動きもある中で、連携という観点で厚みが出てくるのではないかと感じがします。したがって、それぞれが単独ではなく、やはり有機的にネットワークというか、つながりを持てるような音頭を県が取って欲しい、こんなことをお願いしたいと思います。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。続いて松本市長さんどうぞ。

(菅谷松本市長)

私どももこうやっていただくのは大変ありがたいですけれども、最初に、私は信州ブランド戦略の「戦略」ができていないと思うんです。信州ブランドを総合的に作るのは良いですけれども、実はもう既に県内には地域の個別ブランドがあるはずなんです。例えば上田市長さんがおっしゃった、

あるいは川上村のレタスとか、各地域に例えば畜産物でいったら信州牛とか信州ポークとか、水産物なら信州サーモンとか佐久の鯉だとか、農産物だったらリンゴとかブドウとか、加工食品なら信州味噌とか諏訪地方の寒天とか、酒ならいっぱいありますし、信州の伝統工芸も木曾の漆器とか飯山の仏壇とか色んなものがあるわけです。ですから、結局それをインテグレート（統合）して、最終的には信州ブランドというものを出すのでしょうか。その検討が成されてなくて、先に県が動かれるというのは、いかがなものかということで、むしろあちこち県内に色んなブランドがありますから、そういう個別ブランドをやっぱり統合して、これで行くというのを是非早く作っていただかないと、その下に今後色々なところがやって行くと思っているものですから、そこでは県内市町村、民間、関係者等の全体の協力が不可欠ではないかと思っています。

お聞きしていますと、先にブランドショップを作ろうということで、これはイニシャルコストも相当かかりますし、ランニングコストも1億円くらい必要となると、そんな簡単に市町村は、少なくとも松本はその中に入るなんて言えないので、慌てないでもう少し慎重に進めていったほうが良いんじゃないか、リスクが大変大きな事業だと思っています。例えば長野県が今までこういうことやったことがあるかといったら無いわけですから、そういう意味でも、机上の理論では無く、言葉が踊るようなことも悪くないですけれども、もう少し慎重かつ丁寧に進めて、連携を作ったほうが良いのではないかと思います。

ですから、最終的には良いのですけれども、ちょっと急ぎすぎている気があるものですから、須坂市長がおっしゃられたアンテナショップの充実強化というのは良いと思いますが、私としましては、色々言って申し訳ないですけども、もうちょっと計画をしっかり練って、そしてもっと県内色々なところで話し合いをしてもらいたいと思っています。その上で、信州ブランドの総合的なもの、戦略を出していただければ、ありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

（野池観光部長）

ありがとうございました。1点目の信州ブランド戦略につきましては、先ほどの産学官メディアによる「信州ブランド研究会」において検討を進めておりまして、いずれ市町村の皆様きちんと御説明して、御賛同をいただいた上で展開すると考えておりまして、検討作業を急いでおりますので、よろしく願います。

それから、「信州ブランド」と「個別ブランド」の関係ですが、菅谷市長さんがおっしゃられたように、本県には既に沢山の個別のブランドがありますが、その個別ブランドの発信が信州全体のブランドメッセージを高めることにつながって、ブランドメッセージの向上が個別ブランドの販売促進や発信力の強化につながる、という相乗効果が継続的に生れるような関係を作っていければと思っています。したがって、個別ブランドを統一しようということではございません。また信州ブランド戦略について御率直な意見を伺う場をつくりたいと思いますので、よろしく願います。

（牧野飯田市長）

今の話とも関連してきますが、3年で成果の評価をするとあり、私も重要だと思いますが、どういう風に評価をするのかということについて、例えば成果指標を最初から設けるのかどうか、菅谷市長さんからあったように、ブランドショップを作ることが目的ではなく、これはあくまで手段だと思うので、どういう形で成果の評価を行うかということ、やる前から明確にしておくことが非常に重要だと思います。特に設置主体が行政なので、私どもが名古屋に出店したときには、民間を入れて広域連合、飯田市、農協という形でやってみましたが、やはり民間の評価をきちん

とおさえておくことが必要だと思います。3年やってみて、これはここまでにしておこうという考え方が出てきたのは、行政だけだとそうはならなくて、やはり民間の方が示唆してくれたからというのが私どもの経験としてあります。まさに信州ブランドをこれから作っていく中の一つの手段として、成果指標を明確にして、3年後の評価をきちんと具体的に明確にしておくことが少なくとも必要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。御三方から発言いただきましたが、ここで知事から発言があれば。

(阿部知事)

菅谷市長からの、ブランド戦略がまだ無いのにアンテナショップが先行しているのはいかがか、というお話ですが、ブランドコンセプトについても並行して検討しておりますので、近いうちに市町村の皆様へ投げかけをしていきたいと思っています。私自身は、信州には良い物・良い素材はいっぱいあるのに、なかなか発信力、波及力が伴っていないなど、非常に悔しい思いをすることが多い中で、やはり市町村の皆様と一緒に長野県をどう発信するか、どうやって強みを引き出して他地域に発信していくかということ、是非一緒に取り組ませていただきたいと思っています。

その一つがこのブランドショップの話で、市長会長さんからお話があった、ここだけの単発ではなく色々なネットワークの核としていくことが必要だと思いますし、菅谷市長からお話いただいたあつた慎重にというお話は、いままで長野県がやってこなかったのは、お金もかかるしリスクもあるしでその足を踏んできた経過があるわけですが、とはいえ今の状況の中で慎重姿勢だけで良いのか、という想いもあります。これは県だけではなく、民間や市町村の皆様と一緒に「想いが共有」されないと、正直成功していかないと思っていますので、是非、想いを共有していただいて、一緒に取り組んでいこうということで御賛同いただきたいと、現時点では設置の方向で検討を深めるということですので、もっと具体的な議論をしていかなければ、最終的にこれでGOという話にはなりませんので、是非一緒に検討していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(三木須坂市長)

アンテナショップだけでなく総合的にやるということは大賛成なのですが、この案を作る際は、会社の経営者とか専門家の意見を聞いたのか、それとも行政だけで作ったのかお伺いしたいと思います。三セク等をやってきてつくづく思うのは、公務員だけでやると絶対駄目になるので、是非、企業経営者の方の観点をを入れて厳しくやってもらって、販売についてもそれなりのプロにやっていただくのが大事かと思っています。

それから、こうしたブランドショップを立ち上げたら、例えば、北信の人は飯田下伊那のことはあまり知らないと思いますが、その逆もそうだし、東京の方はまして知らないと思いますので、そういう面では、例えば北信と南信との連携や、隣接する松本広域と上田広域で連携するとか、長野県内の違った魅力を発信するにも、こういう形でやっていただくのが良いのではないかと思います。

(野池観光部長)

協議の場のワーキンググループにつきましては県・市町村のメンバーですけれど、信州ブラン

ド研究会には、県の経済界の各団体から代表者が入っておりますし、マーケティングの専門家、企業の経営やブランディングに携わっている方々等の意見も聞いているところでございます。

また、地域間の連携はとても大事な御指摘でして、ワーキンググループの中でも、出店するにあたっては広域単位でブースを設けるのが基本だけれども、日頃なかなか組み合わせが出来ない地域同士が、一つのテーマで発信をするという工夫が極めて大事だとの指摘があったところです。

(菅谷松本市長)

いつもは慎重な知事が積極的にやろうとおっしゃっており、ほっとしました。是非私も応援したいと思っておりますが、もう一つお聞きしたいのは、数年前「歩こう信州」という取組がありブランド戦略等相当色々やりました、今回の取組と共通する部分がかかなりあると思っておりますが、その後、今回の取組との整合性等の検討をされたのでしょうか。

(野池観光部長)

市長さんがおっしゃられたのは、「destinationキャンペーン～未知を歩こう信州～」のことだと思います。平成22年に、県と市町村が一緒になって、JRと大規模な観光キャンペーンを展開いたしました。結果につきましては、大変大きな集客が出来まして、数字の上でも成果が現れたわけですが、その時のコンセプトが、信州には地元も知らない未知の魅力が沢山あり、それを掘り起こして発信していこうというものです。信州ブランドのコンセプトも、今検討している方向性は、日本全国、世界に通用する信州の価値というものは、自分達の足下にこそあるのではないかと、そのようなコンセプトの構築を進めておりまして、これまで積み上げてきたコンセプトを新しいブランドメッセージとして活かしていくという方向で考えさせていただければと思っております。

(岩崎総務部長)

まだまだ御意見もあろうかと思っておりますが、時間の都合もでございます。ただ今、色々な角度から御意見をいただきましたので、これらを反映させるようにいたしまして、ブランドショップの検討については、今後も引き続きワーキンググループを中心に進めさせていただくということによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

ありがとうございました。それでは報告事項は以上でございます。

## (2) 意見交換

【テーマ】 「市町村国保の安定化に向けた課題への対応について」

(岩崎総務部長)

続いて、意見交換ということで進めてまいりたいと思っております。今回のテーマですが、「市町村国保の安定化に向けた課題への対応について」でございます。本来なら直ちに意見交換をお願いするところでございますが、24年4月の国保法一部改正の内容、あるいは現状の市町村国保の抱える課題等につきまして、まず御説明させていただき、その上で意見交換をお願いしたいと思います。説明については、眞鍋健康福祉部長からさせていただきたいと思っております。では、眞鍋部長、お願いします。

(眞鍋健康福祉部長)

健康福祉部長の眞鍋でございます。市町村長の皆様方におかれましては、日頃から大変お世話になっております。本日は、この「市町村国保の安定化に向けた課題」について説明させていただき、意見交換させていただければと思います。先ほどの信州ブランドの夢のある話から、いきなり実直で非常に生々しい話で大変恐縮でございますけれども、制度でございますので、細かいところが非常に大切だと思っておりますので、そこを進めさせていただきたいと思っております。

まず、制度の説明に入ります前に、前置きとして、国民健康保険制度でございますけれども、これ自体は国民皆保険が実施されております我が国におきまして、被用者の保険に加入する人たちを除く全ての方々が被保険者となっている公的な医療保険制度でございます。そういう意味では、国民皆保険制度の礎と言っても良いと思っております。しかしながら制度の発足から50年余りが経過したところでございまして、社会構造の変化とともに高齢者や低所得者が増加をしている等、構造的な問題がございます。

県内の国保におきましても、これは全国的な傾向でもあると思っておりますが、被保険者の3分の1が高齢者であり、それから一人当たりの医療費が年々増加傾向にあります。一方で、平均所得は年々減少の方向にあり、他にも保険料の収納率も約92%程度になっていること、それから一般財源からの法定外の繰り入れが、これは平成22年度で計算しましても、合計30億円を超えているなど、こういった状況でございます。単年度の経常収支を見ますと、赤字の市町村は77市町村のうち48市町村となっております。こうした国保の構造的な問題に対処することが喫緊の課題でございまして、今年1月に国と地方の協議の場が持たれまして、そこで合意された内容を踏まえまして、国保法の改正案が国会に提出され、そして4月5日に成立したところでございます。

それでは、資料の御説明に入らせていただきたいと思います。資料4の左上を御覧ください。「国民健康保険の財源構成のイメージ」でございます。これは平成22年の県内の市町村国保の保険給付費等の合計でございますけれども、これは1,492億円ということでございました。このうち右側にあります、約3割にあたる449億円が前期高齢者交付金ということでありまして、国保それから被用者保険間の負担の不均衡を調整するために、これは被用者の保険から交付されるものでございます。これを除いた残りの部分、計算しますと1,492から449を控除いたしまして、1,043億円という額でございますけれども、この財源は、見ていただきますと左半分は保険料50%、右半分が公費50%となっております。公費と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担するという構造になっております。

次に、今回の国保法の改正のポイントは二つございます。それがこの左側の(1)と(2)と書いてあるところでございます。一つ目は、「保険財政共同安定化事業」、(1)で言いますと右側に高額医療費共同事業、その下に保険財政共同安定化事業というふうにございますが、この保険財政共同安定化事業の改正でございますけれども、これまで1件30万円を超えるレセプトを共同負担ということだったのですけれども、これを「全医療費に拡大」という改正案が出されたところであります。二つ目が、(2)にあります、「都道府県の調整交付金の交付割合の7%から9%への引上げ」ということでございます。

もう少し詳しく御説明申し上げます。上の保険財政共同安定化事業というものでございますが、この制度自体は平成18年度に創設されたものでございます。市町村からの拠出金を財源といたしまして、1レセプト、レセプトというのは診療報酬の請求明細でございますけれども、一月当たりの一人の患者さんの医療費ということでございます。1レセプト30万円を超える高額な医療費について、都道府県単位で実施している再保険事業ということで、高額な医療費については皆で

等分して見ましょうという制度です。この制度は、医療費の急激な変動を緩和するとともに医療費水準の平準化を図ることを目的としておりますので、各市町村の負担割合につきましては、過去3年間の対象医療費の実績平均と被保険者数において決定をしているところでございます。今回の改正ですが、この事業の対象医療費、これまで1件30万円以上のレセプトに限っていたものを全医療費に拡大をしたものでございます。

二つ目でございますが、これは(2)です。定率国庫負担率を34%から32%に引下げ、これに伴いまして都道府県調整交付金の交付割合を逆に7%から9%に引き上げるものであります。この負担率の変更の経緯でございますが、右側に書いてございますが、平成22年度税制改正による住民税の年少扶養控除廃止等に伴う地方増収分がございまして、これを子どものための手当の地方負担だけではなくて、国庫負担金の一般財源化に活用するとして4大臣の合意に基づいて制度を改正したものでございます。なお、この2%の増額分につきましては、保険財政共同安定化事業の拡大が円滑に導入されるよう、市町村間の財政調整を行うことを目的とされているところでございます。

それでは右側に行かせていただきます。2の課題についてでございます。一つ目でございますが、共同安定化事業の拠出方法、それから財政調整機能の検討でございます。現状では、拠出割合について先ほど申し上げたとおり、過去3年の実績割と被保険者数割の比率を50対50、半々ということとしておりますけれども、この拠出割合を変更することによりまして、保険者ごとの拠出負担額が変動する、ひいては一人当たりの保険料も変動するということになります。医療費水準の平準化を目的とするこの事業でございますけれども、この事業を実施して調整していきますと、必ず拠出超過と一方で交付超過ということで、どちらかの立場に分かれることとなりますので、このバランスをどうとっていくかということが大きな課題となっていると考えております。

二つ目が、(2)でございますけれども、特別調整交付金の活用によって、制度の円滑な導入を図ることです。これは、もともと特別調整交付金が2%増えたことが目的ですけれども、具体的には拠出が超過となる市町村の超過額について、激変緩和というために調整交付金を活用することで負担軽減を図る、それから保健予防事業などの医療費適正化に資する市町村独自の取組について助成をすることによって、市町村国保の健全な財政運営に対するモチベーションを維持するというのも選択としては考えられるかなと思っております。

三つ目でございますが、普通調整交付金の活用による財政調整の検討でございます。普通調整交付金につきましては、現在は保険給付費に応じて定率で交付しております。これは実績に応じて定率で交付しているのですけれども、これは財政調整を目的として交付することも可能ということで、これについても検討を行いたいということであります。

その対応方法というか検討方法でございますけれども、今後の進め方につきましては、実態を踏まえて検討をすることが必要ということが考えられまして、まずは共同安定化事業の対象を全医療費に拡大した場合のシミュレーションを詳細に行っていくことが必要だろうと思っております。拠出方法については、様々な拠出割合を想定して試算をしていくことが必要だろうと思っております。そのシミュレーションを行い足下のデータを固めたい。これを今年度させていただいて、来年度25年度からは、その分析のデータを活用しながら、現在県内10広域の市町村の係長レベルの職員の方々にメンバーをお願いしている「検討会」というのがございますので、実務的な検討を行って、26年度前半を目途に方針案を決定したいと思っております。この方針案でございますが、協議の場に報告をさせていただきたいと思っております。

大まかなスケジュールは記載のとおりでございますけれども、御案内の「社会保障と税の一体改革」でございますが、年金制度の抜本改革、あるいは後期高齢者医療制度の見直しなど、社会

保障の基本的な課題自体は、今後設置される国民会議の検討にゆだねられることになってございます。我々としては、それを注視していかなくてはならないと、あるいは国と地方の協議の場等を通じて、地方として言うべきことはちゃんと行っていかなくてはいけないと思っておりますけれども、法律が改正されましたので、当面は市町村の御意見を聞きながら、保険財政共同安定化事業を円滑に拡大することに力を傾注していきたいと思っております。その間におきましても、必要があれば、県・市町村共同して国への要望活動を実施してまいりたいと思っております。

次が「医療費適正化に向けた取組について」ということでございます。長野県の現状を申し上げますと、平均寿命が長い一方で、一人当たり医療費は低いということでありまして、健康寿命と医療費の高いバランスが実現している県であると思っております。ただ、分析してみると課題がいくつかございます。(1)の年齢階級別の一人当たり医療費を見ますと、若年層でも実は一部、全国平均を上回っているところがございます。ですから、これは若い時から健康づくりを進めていかなければいけないということを表しております。

(2)といたしまして、一人当たり後期高齢者医療費ですが、これは全国で3位ぐらい、低い方から3番目ですけれども、伸び率は非常に高く、これに関しましては全国平均との差は縮小傾向にあるということでございます。今後、高齢者人口の増加、あるいは医療費のいわゆる高度化によって県民医療費自体は増加していくものと予想しております。

「今後の取組について」でございますが、これは「新たな総合5か年計画」、あるいは健康福祉部では「健康増進計画」を作っておりますが、そういうものと密接に関連するのですが、今後の取組については、「長生き」から「健康で長生き」へ、ということのスローガンに活動を進めていきたいと思っております。厚生労働省も、これまでの平均寿命という観点から「健康寿命」という観点に着目をするということで、これに着目してその延伸を指標化するという取組を開始しているところです。

また、下の丸でございますけれども、これも新たな総合5か年計画の中で、「信州未来プロジェクト」の一つとして「健康長寿世界一プロジェクト」に取り組むということで考えているところでございます。右側の「基本的な考え方」でございますけれども、予防活動の充実と健康づくり、元々、そもそも健康になりましょうという話と、それから今回の厚生労働省の健康増進計画の目玉でもあるのですが、いわゆる「自助・公助・共助」という観点から社会保障を考えました時に、共助、ソーシャルキャピタルを基礎とした支援体制の整備ということで進めていくものでございます。後は、県・市町村・保険者が一体となって取り組んでいくということでございます。

今後の取組といたしまして、(3)の①②③というところでございますけれども、詳細はここでは割愛させていただきますが、①のところで強調させていただきたいのは、長野県は死亡率が非常に低く、年齢調整死亡率も最も低いのですけれども、実は脳血管疾患による死亡率は全国でも上位にございます。やはり塩分摂取率が高い、高血圧の人も多いということで、ここに力を傾注していかなくてはいけないのかなと。古くて新しいものですが、減塩活動に端を発する高血圧対策というのをやっていかなくてはいけないのかなと思っております。やはりそのためには、昔から活動されている食改（食生活改善推進員）さんとか、保健指導員の力を是非これからもパワーメントしていきたいというところでございます。

それから後は、保険者等が行う適正受診、これは引き続きやっていかなくてはいけないというところでございまして、適正な受診を促進して、例えば頻回受診の解消等でございます。それから後発医薬品を使ったり、あるいはレセプト点検を充実していくというところでございます。以上でございます。

(岩崎総務部長)

ありがとうございます。それでは、この件について意見交換を進めてまいりたいと思います。まず、最初に申し訳ございませんが、母袋市長会長さん、藤原町村会長さんからそれぞれ御発言をいただいて、意見交換に入りたいと思います。それではよろしく願いいたします。

(母袋市長会長)

最初にということでございますけれども、今、部長から説明いただいた内容ですね、やはりこれを見ると、法改正の中で言わんとするところは二つ大きくあって、財政基盤の強化、もう一つは財政運営をしていくための都道府県単位の広域化みたいな、単位化の推進ですね、そういったものが大きな柱だろうなと私は受け止めているんですけれども、そういうことからすると、財政機能調整と県の機能が喫緊の課題であるし、市町村においては一般財源から法定外の繰り出し 31 億ですか、上田も御多分に漏れずかなりしています、そういう面の悩みはかなり深いんですよ。前から国保そのものが制度疲労を起こしているということ、まあ愚痴ばかり言っていて全体的な前進が目に見えてないという、こういうことで正直歯がゆく思っています。

従って、ここで謳われているシミュレーション等の実施ということがございましたが、これはやはりきちんとしていただいてですね、どういう方向性でいけるかということをやっぱり明確化すべきだと。市町村を広く見ると、多分、状況にかなり違いがある。これは明確ですよ。しかしそれを乗り越えてですね、新しいものを創っていくということが大事であって、小異を捨てろとは言いません。小異は残しつつも、やはり新たなものを創るという、どこかの政治家が言っていたような言葉だけど、そういうことがやっぱりこの際、私は重要だという思いを今、強く感じました。

それとちょっとお聞きしたいのですが、参考の中で、1 ページ目の一番右下ですけども、普通調整交付金が 23 年度まで 6%、24~26 年度で 8% に上がって、トータルで 9% になるわけですね。それ以降ずっと 9% が続くわけですけども、また 27 年度以降は普通調整交付金が 6% に戻して特別調整交付金が 2% 上がるという、この内容を教えていただければと思いますが。

それと 2 ページ目の医療費の適正化です。これは、一番の問題は、我々非常に適正化なり健康で長生きということは必要な事だと思って、いろんな具体的な策を、ウォーキングから始まって運動を住民に訴えますが、なかなか実践ということになると限定されているというのが現実です。ここをどうやって破るか、脱するかということなんですね。

我が市でも将来考えていこうという、ジャストアイデア的に考えているのは、もう少し、実践の舞台を細分化して、例えば自治会単位とか、そういう中で「インセンティブ」を与えて少しやっついていかないと、なかなか広い意味で声掛けしていても広まらない。それが特定健診もそうなんです。上田も県平均を下回っているという現実がございまして、実践を伴うものにどうアップ出来るかというのは、いろんな手段で訴えて実践の場に引っ張り出していかないと、進まないんじゃないかなと。そういうことが行われて、初めて医療費の適正化に結びついていくと、そして健康で長生きに結びついていくと感じています。

それから最後に「ジェネリック医薬品」です。これについても、私は後期高齢者医療広域連合を預かっていますけれど、特に通知する際に言うのは、「あなたがもしジェネリックを実践していただければ、こういうプラス的なものがありますよ」と、数字でとにかく出来るだけ示せというものです。こういうことを患者の皆さんにも見ていただくことで、ああ、自分が協力するとこれだけ自己負担も減るし、トータルの負担も減っていくんだと。やっぱりそういうことを、数字

的なあるいは科学的な根拠を示す中で、より実践に取り組んでいただきたいと思います。

(藤原町村会長)

何しろ医療関係の制度は難しすぎて、なかなか理解し難いところがありまして本当に大変です。まず、この問題ですが、県内小規模な保険者が多いことを考えると、国保の財政の安定的な運営のためには、保険財政共同安定化事業というのは非常に重要な役割を果たしていると思います。国保のソーシャルキャピタルのことかと思えます。今回の法改正は従来からの制度である保険財政共同安定化事業の対象事業費を全額、全医療費に拡大したということですから、これはそれなりの効果はあると思います。ただ問題は非常に大きいものがあるかと思えます。これまで拠出超過の市町村に対して、県調整交付金により財政調整がなされてきたところですが、この改正によりまして、医療費が高く拠出金よりも交付金の方が多くなる市町村と、また医療費が低くて拠出超過となる市町村との間での利害調整が必要になってくるということですので、これは非常に困難だと思えます。

私の村のこともちょっと参考に言いますと、医療費が県下で一番安くて、保険料が一番高いわけでありまして、ですから拠出額は大きいわけで、入ってくるのは少ないということでありまして、そういう調整を本当に納得いくような形で出来るかというのが非常に難しいと思えます。そういうことのための保険だから、これは仕方の無いわけですが、しかしその調整をしっかりとやらしてもらわなければ、大きい格差が出てくると理解し難くなってくると思えます。

また、市町村国保の都道府県単位の広域化ということですが、長野県町村会は当然国へそういうことを要望しておりますし、市長会もそうかと思えますが、知事会は非常に消極的です。昨年、非常に集中的に論議されました後期高齢者の制度改革の中で、あれがうまく通れば、県もやらざるを得なくなったと思えますが、それが流れてしまったということで、市町村としては、こんな大きな国民医療を市町村だけがやっているということは非常に納得し難いところがあります。これは知事さんに全国的な立場で、色々検討をお願いしていきたいと思っております。

そこで、先ほど説明があったとおり、今回の提案は法律の改正を受けた問題であり、避けて通れない課題ですので、まずは平成 27 年 4 月の保険財政共同安定化事業の拡大をいかに円滑に進めるかということ、この「県と市町村の協議の場」で是非、色々検討しながら報告を受けて、両者納得の上でやっていけば良いと思えますし、時間的にも集中的に取り組んで詰めていかなければいけないと思えますので、その辺よろしくお願いしたいと思えます。

(眞鍋健康福祉部長)

表の説明をということでございますが、右下の「参考」というところの説明を割愛させていただきまして失礼いたしました。下の県調整交付金の割合ですが、昨年度までは普通調整交付金が 6%、そして特別調整交付金が 1%、計 7%であったと。これが、24 年度から 26 年度の 3 年間は普通調整交付金が 8%、特別調整交付金が 1%で計 9%、その後、27 年度以降は 6%に戻るといことですがけれども、この 24 年度から 26 年度までについて、2%オンした分をそのまま普通調整交付金に乗っけましたということにつきましましては、制度の施行は 27 年 4 月でございますので、これは、それまでの国から来ていたものと同じ割合で円滑に交付できよう設定したものでございまして、ここは一応アンケートさせていただいて、これで良いという了承いただいたものであります。

ただ、制度が施行されます 27 年 4 月以降は、先ほど御指摘いただいておりますとおり、今回、全医療費が対象となりますと、やはり持ち出しの市町村と受ける側の市町村というバランスがあ

りますので、どちらかという県で財政調整をするという余地を大きくしなければいけないということで、県の特別調整交付金、県が采配出来る額を多めに取って、調整力をより大きくさせるため、このような割合にしているところでございます。今年度から3年間は今までどおりで、制度が実施される27年度以降は調整する財源を少し多めに出示していただいで円滑移行を進めたいということでございます

それから、医療費適正化、健康づくりの取組ですけれども、昔のように食改さんが家庭の食事を改善していけば、ほぼ全ての人の食事が改善されていた時代と違いまして、今やコンビニもありますし外食も盛んでありますので、そういうところでどんな風に改善していくかというのが、非常に大事なところと思っております。ここは是非、皆様からアイデアをいただければと思っております。

それからジェネリック医薬品ですけれども、これは医療費通知などで、実際にジェネリックを処方されるようお願いすると、どのくらい医療費が安くなりますよということを被保険者さんの皆さんに分かっていただくような取組が必要だと思っております。そこは是非取り組んでいきたいと思っています。

次に、藤原村長からいただいた案件ですけれども、やはり今回の法改正は、厚労省も広域化にもっていきたいのが何となく透けて見える改正ではあると思っておりますが、実際に円滑に進まない、それはもう絵に書いた餅であると思っております。そこはどちらかという国と地方の協議の場、あるいは、この場で出た意見を集約して、国と地方の協議の場等で円滑に安定的で持続可能な制度となるようにきちんと意見を言っていかなければいけないと思っております。同時に、こちらでの手順ということで御指摘をいただきましたけれども、これも丁寧にやることが必要だと思っております。シミュレーションの内容ですとか、あるいはそれを受けてどんな案がある等、随時、相談させていただきたいと思っています。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは、御出席の皆様からの御意見をいただきたいと思います。

(阿部知事)

藤原会長から県のスタンスの話があって、知事会では、国保自体の広域化の話は、まあ色々議論があって、全体とするとやはり慎重です。私自身は広域化しても良いんじゃないかと思っていて、ただ、国の財政負担が今のまま、単に主体が移るだけでは、抜本的な解決にならないので、そこは、もう一歩も二歩も国が踏み込んで、国保をどうするんだと方向付けをしっかりとしてもらわないと、根本的な解決にはならないのかなと思っています。今回の保険財政共同安定化事業の話自体は、その話とはレベル感が違うので、ちょっと一緒に議論すると議論が混乱するので、この共同安定化事業は共同安定化事業で検討いただいて、もう一つ別な話として、国保自体の広域化はどうあるべきか、というのは我々知事会の中でも議論していかなければいけない問題だろうと思っています。

それから、医療費の適正化のところは、長野県の中期計画、新しい中期計画を検討していますが、長野県がやっぱり元気で、長生き出来るってことを地域の売りとしていかなければいけないと思っていますので、是非この健康づくりのところは、しっかりと方向性を県としても出していききたいと思っています。健康づくりは、県がいくらこうしようって言っても県民の実際の活動に結び付かなければ全く意味が無いので、そこは市町村と一緒に是非、やらせていただきたいと思っておりますし、逆に市町村からもこういう取組を、先ほど、母袋会長から、なかなか

そこが難しいと話がありましたけれども、こういうことは県が音頭を取ればもっと具体的な健康の取組が広がる等、どんどん教えてもらえばありがたいと思っています。よろしくお願いします。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは、知事の発言も踏まえまして、ざっくばらんに御意見をいただければと思います。

(三木須坂市長)

医療費の適正化の関係ですけど、こういうところで発言して良いかどうか分かりませんが、須坂市では「ハッピーエンディングプラン」というのをやっております、一つは亡くなるときに残された家族のこととか、色んなことを悩む方が多いので、亡くなる時にそういう自分で終末のプランを作ろうという運動をしています。それは御本人のためのものになりますし、医療費の節減にもなるということをやっているんですけども、医療機関の先生方はそれをすごく言いにくい。ですから、行政としてやることによって、故人の最後の生活のプラスになるし、また医療費の削減にもなるという風に思っているんですけども、その辺について、菅谷市長さんに伺えれば。

(牧野飯田市長)

飯田市医師会が率先して、終末医療を受けるか受けないかという指示書を本人に書いてもらえるように、かかりつけ医のところにおいています。それは御本人がそういう選択すれば、その終末医療を受けないと、これは、家族は逆に言えないんですよ。家族としてはやっぱりなるべく（生かしたい）という話になっちゃうので。人生の中でだいたい終末医療にかかる医療費っていうのが3割から4割で非常に高いと言われているので、それを要するに選択するかしないかっていうのは、実は非常に大きな話だということで、飯田市医師会は、指示書という形で選択するという形を取ったということですから、逆に私はそういったものを全県的に広げることができれば、かなり違うのではないかと思いますけれども。

(菅谷松本市長)

今のこの問題、いわゆる保健予防事業等に対する医療費適正化に対するインセンティブの検討ということで、私自身がこんなこと言って申し訳ないですけど、「健康寿命延伸都市松本」を4年前に市長公約で2期目の時にやった、これがまさに厚生労働省の来年から10年かけての一番大事なところに、「健康寿命の延伸」という非常に評判の悪かった名前がやっと日の目を見たという状況でございます。

ですから、その時に私は「市民歩こう運動」から始まって、それから認知症の問題、自殺予防、心の悩み、様々なものを打ってきたものですから、今、阿部知事がおっしゃったように県としてやっていく「県民歩こう運動」を、私どもは例えば、35地区に対してそれぞれにマップを作らせた。見事にみんな作った。歩くコースをみんな色々分けながら、こういう街には、こういう良いところがありますよ、ここにはトイレがありますとか、ここにはベンチがありますとか、ここは景色を見るとちょうど良いとか、いろんなことを出してマップを作ってくれて、今やっていますが、上田市長さんがおっしゃったように、そこからなかなか増えていかない。これをどうするかということで、やっぱり私は、市民の皆さんに自信持ってやってください、日本の健康を引っ張る意味でやってくださいと言っていますから、知事がおっしゃったように、健康長寿日本一、

世界一でやるんなら、やっぱり、県民にくどいように何度も言って、そういう意識をさせなければいけないわけで、このことは、僕ら行政の役割だと思っています。歩くだけじゃなくて、私は、県にいる時から、室内四肢筋力アップ装置というものを考えまして、これは歩くときに使う筋肉と四肢筋力のアップの筋力とは違うわけで、これから一番問題なのが、お年寄りが家の中で転んで骨折すれば、これが結局介護に入っちゃいますから、普段からやっぱり四肢筋力をアップする、そういう色々な細かいことをやっぱりやっぴりやっぴりしていかなければいけない。たぶん眞鍋部長さんも十分お分かりだろうと思います。そういうことをやっている所は、今後医療費が縮減したら、それに対する「インセンティブ」を付けてくれると大変ありがたいなと、そういう想いがあります。ですから、正直言ってインセンティブは非常に難しいと思いますが、是非、そういうこともお考えいただきたいと思っています。

(岩崎総務部長)

それでは、まだ御発言いただいている方から御発言いただければと思いますけれども。

(清沢山形村長)

私ども小規模自治体の国保の担当者でございますが、少ない職員で複雑な集計や財政面の苦勞が多くございまして、市町村単位でこれ以上は無理、との声すら聞こえてくるところでございます。広域化には先ほどから出ていますように、課題が山積していると思っておりますが、保険者ごとに変わる税率の均一化や事務の効率化、また、一般会計の繰り入れなど相対的な改善により、多くの問題点の解消が図れるものと考えます。長野県におかれましても、今後検討される医療保障制度改革や医療費の適正化等に、積極的に問題点・改善点などを多方面に働きかけていただきまして、出来るだけ早く方向性を決めてやれることが必要だと思っております。以上です。

(佐々木佐久穂町長)

私の町も2、3年で国保の医療費が急激に伸びておりまして、非常に頭を悩ませております。所得も非常に低い町民の多い町ですから、保険料は出来るだけ低くということで据え置いてきたんですが、昨年からは上げざるを得なくなってきました。では、医療費が伸びていく一番の原因は何だろうということで調査いたしましたら、これは、若い人たちの大きな病気、がんとか、脳血管障害、循環器の病気で非常に一人当たりの医療費がかかってしまうということなんです。

私の町の前身は八千穂村で、52年前に全村健康管理を始めた村ですが、当時の健康保険検診の受診率は70～80%ぐらいあったので、その頃は、国保の医療費がダントツに低かったですね。しかし、今、集団検診、施設検診、それと人間ドックは35歳から隔年で町が3万円以上補助してまして、個人は1万円持ってくれば出来る、検診は、千円持ってくれば1万2千円～1万4千円分くらいのメニューがこなせるという、非常に住民のためには良いと思うことをやっているんですけども、かつての検診率、ドックの受診率等から比べ物にならないほど低くなっています。今、両方合わせても42～43%くらいしか受診してくれない。どう考えても、若い人たちの検診を、受診率を上げないと医療費は下がらないという中で、とにかく職員全員が苦勞して、医療費を下げるまで、私達は法定外の支出はしないということで、今、足りない分は、去年から貸付ということにしているんですけど、さて、これがいつ返してもらえるのか。返してもらうまで、頑張らなければいけないと思っていたら、今度は広域化という話が出ましたので、県民全員が揃って医療費の抑制に取り掛かっていかなければならない、そんな気がしております。

(羽田長和町長)

何年前に、県が主導して国保の一本化ということで協議を行いましたよね。確か後期高齢者の廃止、先ほど藤原会長が話をされた頃でしたか、私も委員になっておりましたので、2回くらい出席した覚えがありますけれども、その後全然会の招集もかかりませんし、どうなっちゃったのかなという思いがあります。

あの時には、確か色々な市町村によって基金とか、先ほどから出ている保険料が違う、じゃあ安いところに合わせるのか、とか、国保のサービスがまちまちで、ある政党はこんなことは絶対に許さないと、うちの町はこれだけのサービスをしているのだから、広域化して低下されては困る、というような意見もありました。

ただ、私はやはり、先ほども知事さんからもお話ありましたけれども、色々難しい問題はありますけれども、国保の一元化、県単位のそういうことは、やっぱりこれからも研究をさせていただいて、進めていく問題と思っております。

それから先ほど、母袋市長さんや松本市長さんのお話があり、県や市は大変だなという思いがしたわけでありましてけれども、私どもみたいに小さい町は、例えば、人間ドックにしても、保健指導員が全部回ってチェックをさせていただいて、町には、依田窪病院がありますので、そこで、国保の皆さんは確か2年に1回ですか、必ず人間ドックを受けていただくような、小さい自治体ですから、住民と行政というのが本当に見えるところにありますから、そういうきめ細やかなことが出来ます。大きなところは大変だなと思っておりますけれども、それはそれとして、やはり国保の色々なサービスの活動というのは、これは続けていかなければならないと思っておりますし、県全体で同じようなサービスというのは現実的には難しいと思っておりますが、県でそれぞれの市町村のそういったことをよく研究させていただいて、良いことはやはり前向きに進めていただけるような形にしていいただければと思っております。

(伊藤下條村長)

だいたい出尽くしたと思うんですけれども、私は別の意味で非常に危惧していることがあります。国保は50%を基本としてやっているわけですがけれども、これから高齢化社会、少子化、景気低迷のなかで、果たして、いつまで、どういう形で制度が保持出来るのかなという点を非常に危惧しております。私どもの下伊那では13の町村がありまして、小さな6百人から始まって1万2~3千人のところですがけれども、この状況を見ていて、各首長さんは本当に爪で拾って一生懸命知恵を出してやっているわけですがけれども、これがもし仮に、バツとある程度の規模になったところで、その爪で拾う努力が出来るのだろうか、これも大きな問題であろうと思っております。何でも割り勘になっちゃうということでは無く、現状を否定するのではなくて、私はこうした素晴らしい姿勢、極限まで頑張っている姿を認めてあげて、やめるかやるかという事態にならないように、努力している小さな町村の皆さんにも参考になるところがあると思っておりますので、見習って少しでもこの制度を長持ちさせるということも大事ではないかと考えております。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。塩尻市長さんいかがでしょうか。

(小口塩尻市長)

先ほど羽田町長が言われた会議、私も3回、当時部会長だったのかな、呼ばれて議論しました

けれども、こんな議論があったんで、これは面倒だから変えることにするという結論が1回出たんですよね。その時の議論と、今ほとんど一緒の議論だと自分の経験から思っています。

ただ、国に一元化するという事は、まず無理でしょう。今後数年間の今の政治の体制では、首相公選制にはならないので、そうすると県としてどっちが良いか決めていただいて、結局やるしかないと思います。確か3年ありますけど、どっちにしても難しいですが、後は県の判断にお任せしましょうということだと思います。

(眞鍋健康福祉部長)

平成22年12月に市町村国保の広域化の支援計画の策定を行っております。その後1回リバイスしているようではありますが、やはり個々の収納率の目標や財政基盤を強化して、将来的には広域化を支援していこうという計画でございます。今もこの計画はありまして、おそらく事務的には連絡させていただいておりますが、基本的にあまり日の目を見ていないということではないかと思っております。

(阿部知事)

今回の保険財政共同安定化事業の話と、県が絡んでいる広域化の話とごちゃ混ぜの議論をするとう論点が拡散しちゃうので、その話とこの話は概念的には違うという整理をしていただかないとうまく議論できないと思うんですけれども。

もう一つ、県がやるという話は、町村長のような御意見もあるので、保険の単位としての広域性というのは、私はある意味必要だと思いますが、ただ、その反面、医療費抑制の努力等の取組は、さっきの市と町村が違うという問題にも如実に表れているなと思っておりますが、やはり大きくなればなるほど具体的な取組は弱くなりがちというのがありますので、そこをどうすればベストな形になるのかというのは相当考えないと、単純な話じゃないと思います。

ただ、厚生労働省は広域化したい意向ですし、市町村は色々議論があるとはいえ、広域化したほうが良いんじゃないかという意見もある中で、知事会の中でも意見のばらつきがあります。私は、国がもう少し最終的な財政責任を持つと打ち出せば、もっと都道府県知事レベルでは前向きに考えなきゃいけないと思う人は増えると思います。ところが厚生労働省は、財務省との関係では一番財政負担が増えている役所なので、そこは小口市長がおっしゃるように、なかなか踏み出せないところがあるので、広域化の話は少し別の形で、どういう形で考えていくことが出来るのか、私も考えてみますが、今回の話とごちゃ混ぜにだけしないように是非御議論いただければと思います。

(岩崎総務部長)

ありがとうございます。様々な御意見いただきましたけれども、今日のテーマである「市町村国保の安定化に向けた課題への対応」という点については、一つはシミュレーションの実施、それから現在10広域から出ている検討会での今後の検討、そういった点につきまして、今後、この協議の場で報告をいただきながら、更に検討を進めていくという点について、御了承いただけるということでしょうか。

〈異議なし〉

ありがとうございます。併せて、今、知事にまとめていただきましたが、広域化の話とか健康増進の話とか、様々な課題が指摘をされておりますので、こういった点については、県でもいったん受け取って、後日、どんなことが出来るか検討していければと思っております。

それではこの件につきましては、以上で意見交換を終了させていただきます。

#### 4 その他

(岩崎総務部長)

では最後の4 その他でございますが、まず、本日いただいた御意見等の取り扱いということで市町村課長から発言をさせていただきたいと思っております。

(小林市町村課長)

それでは、私から繰り返しになる面もありますが、本日意見交換をさせていただいた事項をまとめさせていただき、御理解をいただきたいと思います。

まず、報告事項の(1)「チームながの」の関係につきましては、基本方針案並びに年内の三者の協定について御了承をいただけたものとしてまとめさせていただきます。

なお、母袋会長さんから、「チームながの」の構築に当たって必要な装備等については、県が責任を持って取り組んで欲しいとの御要請がございましたので、この点につきましては、今後の予算編成の過程の中で検討させていただきたいと思っております。

2点目の元気づくり支援金については、見直し及び充実・強化をする6項目については御了承いただけたと思っております。また、引き続き検討する項目につきましては、ワーキンググループを継続して検討させていただきます。

なお、藤原会長さんから、予算総額についても最大限努力をして欲しいとの御要請をいただきましたので、この点につきましても、予算編成過程の中において活かしてまいりたいと思っております。

それから、3点目の信州ブランド戦略でございますが、資料に記載のとおり、ブランドショップを首都圏に設置する方向で更に継続して検討を深めていくことで御了承をいただいたものと思っております。

なお、母袋会長さんから、各市町村間の取組との連携を図っていただきたいということ、松本市長さんからは、リスクが大きいだけに、しっかり計画を練って各市町村と十分話し合っ欲しいということ、飯田市長さんからは成果指標を明確化しておくことが必要ではないかという点、須坂市長さんからは、計画実施に当たっては民間の協力が不可欠であり、また、県内地域間の連携も必要だとの御意見をいただきました。今後計画を進める過程において検討をさせていただきたいと思っておりますし、最後に知事が申しましたとおり、「想いを共有」させていただいて前へ進めさせていただく、ということでまとめさせていただければと思っております。

最後に、国保の問題については、様々な御意見をいただきましたが、基本的には平成27年4月から施行される保険財政共同安定化事業について、提案させていただいたとおり一緒に検討を進めさせていただければと思っております。

なお、母袋会長さんからは、市町村の実施に差はあるが、それを乗り越えていくことが必要との御意見をいただきました。また、藤原会長さんからは、調整は大変難しいけれども、協議の場での報告を受けて、皆が納得出来る形で進めていただきたいと思いますとの御要請をいただきましたので、この点につきましては、今後協議の場においてしっかりと御報告をさせていただきたいと思っております。

また、医療費適正化については、母袋会長さんから、様々な手段で訴えながら、いかに医療費削減に向けた実践をしてもらうかが必要だとの御意見をいただきました。併せて松本市長さんか

ら、実践を促すのは行政の役割であり、とりわけ高齢者の運動等について取り組んでいくべきであり、それと関連して医療費削減に向けたインセンティブを考えていただきたいということ、また、下條村長さんからも頑張っている市町村の取組を支援して欲しいとの御提言もいただきました。加えて、母袋会長さんからは、「ジェネリック医薬品」の問題として、採用を促す通知をする際には、効果が目に見えるよう、数字や科学的根拠を示す取組が必要でないかとの御意見をいただきました。この点については、現在、県で策定を進めております新たな総合5か年計画や関連する計画を検討する中で反映をさせていただきたいと思います。

以上、概ねこのような方向で御理解をいただければと思います。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは次に、次回の開催時期ですが、要綱に基づきますと来年5月の開催ということになります。5月を軸に調整させていただくということによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

それでは、今後、事務局において調整させていただきます。

次に、次回のテーマでございますが、もし御意見があればいただきたいと思います。

(藤原町村会長)

最近、学校教育や社会教育もそうですが、教育の問題が色々出てきております。我々教育の独立の原則があり、あまり踏み込めない部分もありますが、そうはいつでも教育行政の責任者でもありますので、多少、協議や検討をしても良いのではないかと考えております。町村会の部会等においても、教育問題が議題に出てきておまして、明日の知事要望でも重点項目として挙がっております。新聞報道を見ると、知事は30人学級編成については前向きであるとされておりますが、是非、県と市町村との協議の場において、教育問題についても議論できればありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(阿部知事)

教育については、本日まさに、協議の場と並行して、教員の不祥事を契機に設置した「教育のあり方検討会議」において議論しています。義務教育に関しては、県と市町村の関係で権限がまたがっている分野でもあるし、県の方向付けをするにしても、市町村の皆様と協議をしっかりとしなければならぬ部分があるかと思っています。藤原会長からそういうお話があるのであれば、是非次回、前向きに検討出来るよう考えたいと思いますし、その時点になると、新たな5か年計画の中に教育についてしっかり位置付けていきたいと思っていますし、あり方検討会議が最終的にどういう報告になるか分からないですけど、いずれにしても義務教育に係る部分は市町村の皆様の御理解と御協力が不可欠だと思っていますので、是非その方向で検討したいと思っています。

それから、藤原会長からお話のあった中学3年生の30人規模学級については、昨日、県の教育委員長からお話があって、初年度の反省も踏まえて市町村に対して早めにお知らせしていただかなければならないということで、これは最終的には議会の議決をいただかなければいけません。教育委員会でしっかりと予算要求をしていただければ、私は前向きに予算付けを考えますとお話をさせていただいておりますので、是非御協力をお願いします。

(岩崎総務部長)

ありがとうございました。それでは「教育」を次回のテーマにしていくことについては、事務方でももう少し具体的に詰めさせていただきます。

(以上)